

CHIZU TOWN

智 頭 町

地 域 福 祉

計 画



令和4年3月

智頭町

はじめに

本町では、平成21年度を第1期として、第3期までの「智頭町地域福祉計画」の策定を行い、地域福祉推進のための様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、家族のあり方の多様化により、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、地域力や家庭の介護力の低下、福祉ニーズの多様化・複合化等の課題も増加しています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、既存のサービスに加え、地域が一丸となって助け合い、支え合えるまちづくりが重要となります。

本町は、これまでの町民主体のまちづくりが認められ「SDGs 未来都市」に認定されており、SDGs の考え方である「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」と、智頭町第7次総合計画における「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を組み合わせ、一人ひとりに寄り添い、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しているところです。

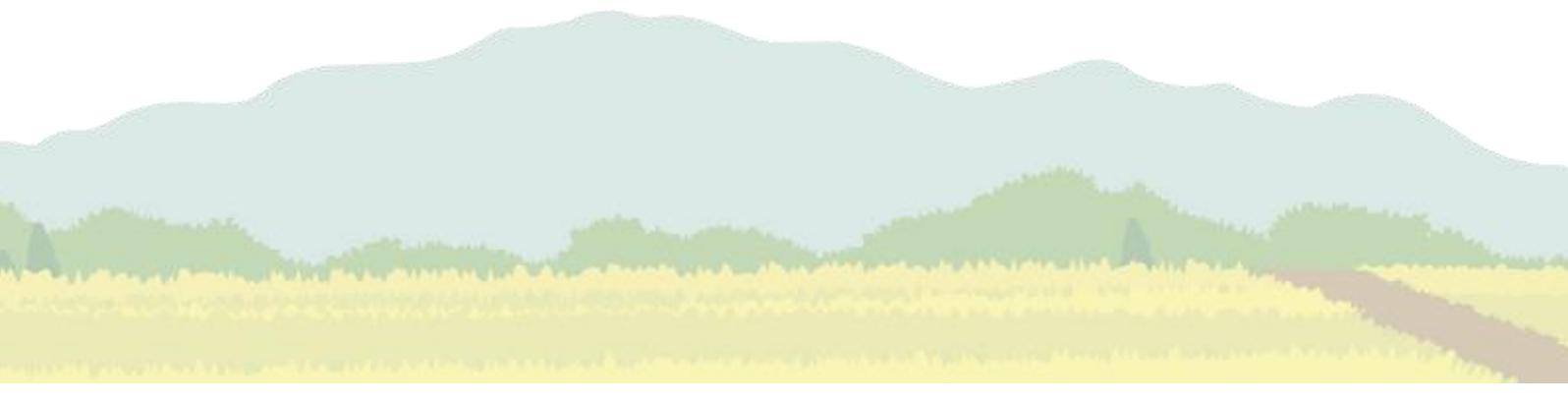
また、町民一人ひとりが「支える側」「支えられる側」という関係を超え、世代や分野に関わらず横断的に繋がることで、支え合いながら暮らすことの出来る「地域共生社会」の実現を目指し、いい意味での「おっせかい」のまちづくりを行っています。

これらを踏まえ、「智頭らしい福祉の実現」に向け、本町の地域福祉を推進するため、「第4期智頭町地域福祉計画」を策定しました。

結びに、本計画の策定にあたり、関係者の皆様には熱心なご審議、貴重なご意見をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

智頭町長 金兒 英夫

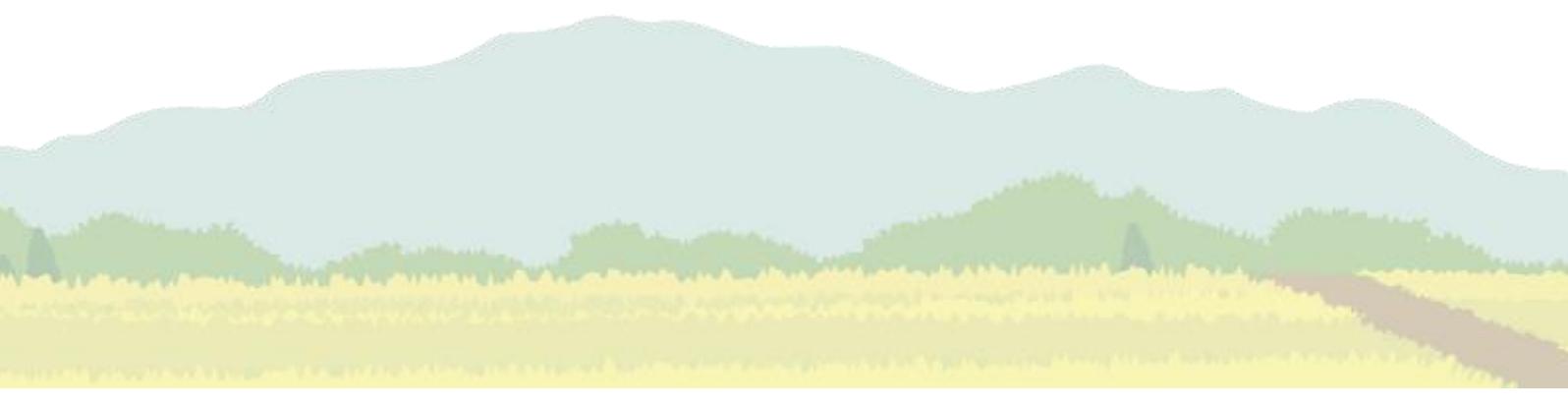


目次

第1章	地域福祉推進の背景と計画策定の趣旨	1
1.	智頭町らしい地域福祉活動	1
2.	計画策定の趣旨	1
3.	地域福祉計画の位置付け	2
4.	計画の期間	2
第2章	智頭町の現状	3
1.	人口の推移と予測	3
2.	要介護・要支援者数と利用者数の推移	5
3.	障がい者手帳保持者数推移	5
4.	生活保護者数	6
5.	生活困窮者自立支援	7
6.	健康診査・検診受診率	8
1.	特定健康診査	8
2.	がん検診	9
第3章	智頭町の福祉課題と今後の方向	11
1.	第3期の振りかえりと今後の方向	11
(1)	高齢・介護	11
(2)	障がい・児童	13
(3)	生活困窮自立支援	16
(4)	保健・健康づくり	17
(5)	全般・その他	19
2.	主な課題	21
第4章	計画の基本目標と取り組みの方向	22
1.	心と体の健康づくりと介護予防	22
2.	自分らしく暮らし続けるための体制づくり	23
(1)	住民意識の啓発と支援体制づくり	23
(2)	認知症対策	23

3.	組織の垣根を越えた障がい者支援	24
4.	生活困窮者及び子どもの貧困対策	25
5.	関係機関との連携と相談体制の構築	26
6.	地域で支えるしくみづくり	27
(1)	地域の中での支え合いの確立と住民参加	27
(2)	身近な居場所づくり	27
(3)	安心・安全のまちづくりの推進	28
第5章 重点活動について		29
1.	健康づくり・介護予防 〈課題1に対応〉	29
2.	認知症対策 〈課題2に対応〉	29
3.	各種障がい・ライフステージに対応した支援体制の強化 〈課題3に対応〉	30
4.	重層的支援体制の構築 〈全ての課題に対応〉	30
(1)	相談支援体制の構築	30
(2)	参加支援体制の構築	31
(3)	地域づくりに向けた支援	31
5.	生活困窮者や子どもの貧困対策 〈課題4、6に対応〉	31
6.	安全・安心なまちづくりの推進 〈課題6に対応〉	31
7.	地域の中での支え合い 〈課題6に対応〉	32
(1)	ミニデイ（智頭町地域住民グループ支援事業）	32
(2)	ふれあいサロン	32
(3)	森のミニデイ	32
第6章 地域福祉活動の担い手		33
1.	住民参加の促進	33
2.	住民や地域組織を支える専門職	33
3.	行政による環境整備、社会福祉協議会による活動支援	33
4.	相談窓口	33
第7章 人権尊重に向けた啓発の推進		34
1.	人権尊重のまちの推進	34
2.	包括的な権利擁護の推進	34

3.	成年後見制度の利用促進	34
第8章	人にやさしい地域共生のまちづくりの推進	35
1.	防災・防犯体制の充実	35
2.	誰もが暮らしやすい環境づくり	35
3.	再犯防止に向けた取組の推進	35
第9章	計画の推進	37
1.	計画の推進体制	37
(1)	智頭町社会福祉協議会との連携強化	37
(2)	庁内推進体制	37
(3)	計画の周知と住民協働による推進	37
(4)	感染症対策を踏まえた取組の推進	37
2.	計画の進捗管理	38



第1章 地域福祉推進の背景と計画策定の趣旨

1. 智頭町らしい地域福祉活動

本町では、第7次総合計画を策定し、第6次総合計画を踏まえて、これまで培ってきた「地域資源」を活かし、「健康」「家族」「学び」「仕事」「仲間づくり」「環境整備」の6つの視点で、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を町の将来像に掲げ、町民の暮らしと行政が同じ方向を目指し、町民が幸せな「ちづ暮らし」を実現できるよう推進してきました。

福祉分野では、より身近な集落単位で行えるいきいき百歳体操の普及やミニデイといった居場所づくりを行い、介護予防と健康づくりを推進してきた結果、現在の要介護認定者数は3年前に介護保険計画の中で予想していたよりもかなり少ないという好状況につながっています。

また、この取り組みを持続可能なものにするため、住民自ら考え、自助・互助・共助・公助による、それぞれの地域に合った取組みを検討していただくため、「暮らしを考える会」を開催しているところです。

この他にも、「おせっかいのまちづくり」宣言をし、近隣の人や町で出会った人に対し少しの気遣いが出来るようなおせっかい運動、「防災福祉マップ」の取組みの中での支え合い活動など、住民相互の取組みを推進しています。

このような取組みの中で、人と人、地域と地域をつなぎ、地域・保健・医療・福祉等の連携のもと地域包括ケアを構築し、安心して暮らせる住みよい「福祉の町」を目指します。

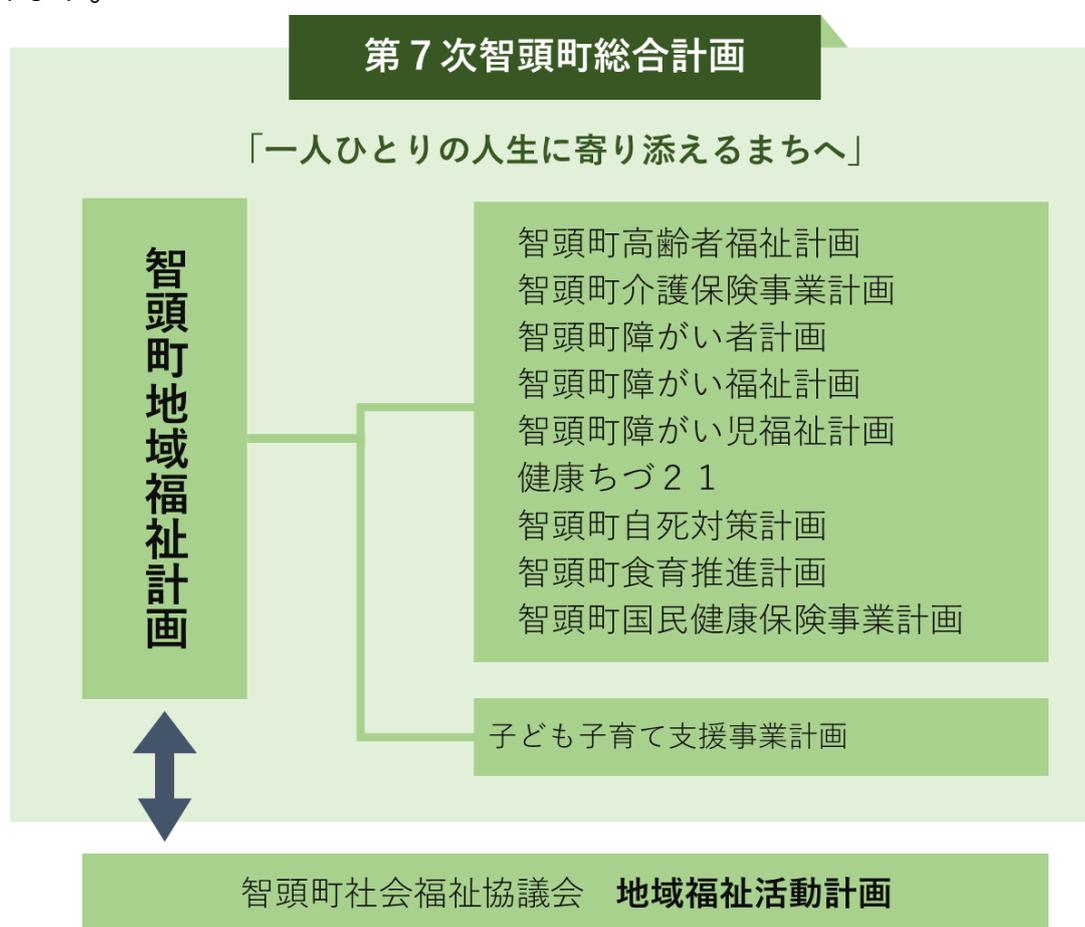
2. 計画策定の趣旨

社会福祉法には「地域福祉の推進」が掲げられ、それを具体化する方策として「地域福祉計画の策定」が定められています。

「地域福祉計画」は地域住民に最も身近な市町村が住民等の参加のもと、高齢者・障がい者、児童等を含めた総合的な視点から地域の福祉課題やニーズを明らかにし、問題解決を図るための基本的な方針を定めるものであり、今回の第4期計画は、第3期計画の成果と課題を踏まえた上で、さらなる展開を図ります。

3. 地域福祉計画の位置付け

本計画は、すべての住民を対象にした福祉保健施策の総合計画として位置づけます。



4. 計画の期間

本計画の期間は令和4年度～令和8年度までの5カ年とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 智頭町の現状

本町は、町の面積の93%を山林が占め、谷間に88集落が点在しています。中山間地域特有の少子高齢化が進み、高齢化率は上昇を続け、今後も人口増加の期待はほぼ見込めない状況です。しかしながら、人口が減少しても、町民個々が活気に満ちた誇りあるまちづくりを継続することが可能となる「幸せな減少」を目指し、平成27年8月に策定した「智頭町総合戦略」では、令和22年の目標人口を5,000人と定め、この目標達成のために、合計特殊出生率の向上、社会移動の差をゼロ、Uターン施策や移住施策を積極的に行うこととしています。

併せて、町に暮らす人々が健康で、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉施策や健康づくり事業、住民を巻き込んだ支え合い体制づくりなどを積極的に進めており、介護認定者の増加抑制等、一定の成果も見えているところ です。

一方、医療と介護の連携にも力を注いでいますが、医療や介護の従事者不足は深刻で、医療体制の確保や介護施設の維持が危ぶまれ、今後、困難な状況になることが予想されます。

1. 人口の推移と予測

国勢調査による智頭町の総人口は減少を続け、令和2年10月1日の人口は、6,427人で、前回調査の平成27年に比べ727人、10.2%減少しています。

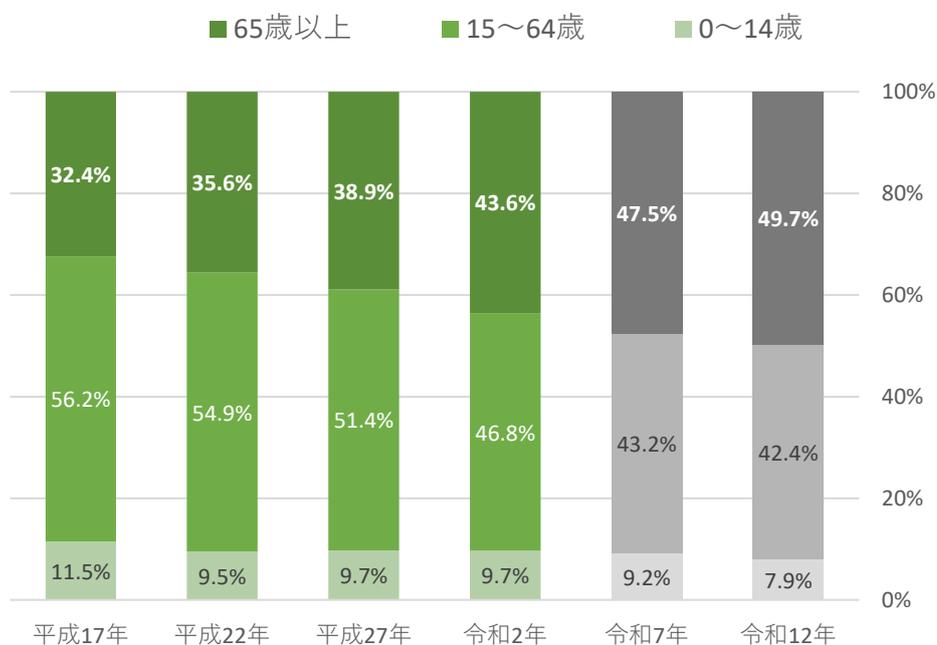
令和2年の高齢化率（65歳以上）は43.6%となり、県の平均32.3%を11.3ポイント上回っており、今後の推計においても、ますます少子高齢化が進む傾向にあります。

智頭町人口推移



(資料：「政府統計の総合窓口(e-Stat)」国勢調査、2020)

年齢別内訳推移



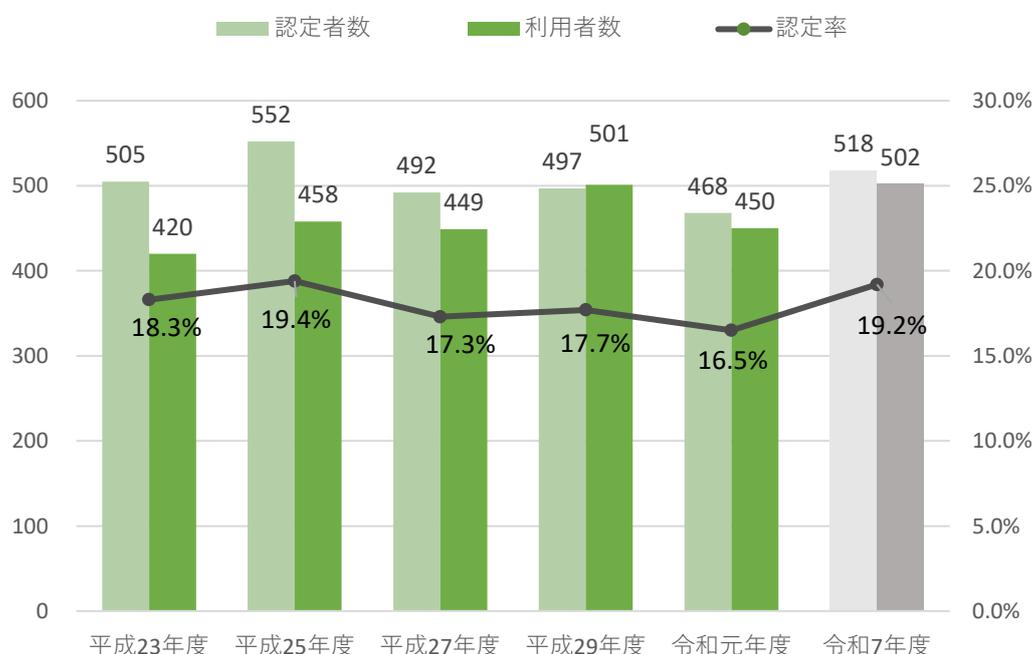
(資料：人口推移 - 社会保障人口問題研究所)

2. 要介護・要支援者数と利用者数の推移

介護保険法に基づく、要介護認定を受けている人の割合は高齢者人口に比例しており、令和7年度推計は518人、介護保険利用者数502人となっています。

要介護になっても住み慣れた地域で暮らせるよう医療・介護と地域の連携を進めます。

要介護認定者・利用者数・認定率



(資料:平成29年度まで介護保険年報、令和元年度介護保険事業計画、令和7年度推計)

(※ 認定者数は年度末日現在の数、利用者数は年度中月ごとの平均の数)

3. 障がい者手帳保持者数推移

平成24年3月、障害者基本法に基づき「智頭町障がい者計画」を策定し、「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」を基本理念の下、障がい者・障がい児の支援についてそれぞれ「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の中で位置づけ、障がいのある人の自立と社会参加を実現するために、サービス提供基盤の整備を進めています。

また、精神保健福祉手帳の所持者が年々増加している中、専門職の連携による支援を継続的に行っています。

障がいのある人が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取り組みや啓発を進めます。

一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共に生きる地域社会の実現を目指しています。

各3月31日現在

区分		H25年度	H27年度	H29年度	R1年度
身体障がい者	手帳保持者	548	530	495	401
	人口割合	7.11%	7.10%	6.92%	5.85%
知的障がい者	手帳保持者	105	107	106	111
	人口割合	1.37%	1.44%	1.49%	1.62%
精神障がい者	手帳保持者	63	73	79	87
	人口割合	0.82%	0.98%	1.11%	1.27%
合計	手帳保持者	716	710	680	599
	人口割合	9.28%	9.50%	9.51%	8.74%
人口		8,266	7,718	7,475	7,154

(資料：障がい者計画・事務報告)

4. 生活保護者数

生活の困難を抱えている人の身近な相談窓口として、平成23年度に福祉事務所を設置しました。

生活保護受給は平成29年度末に大きく減少しましたが、その後は、世帯・人数とも大きな変化はありません。傾向としては、高齢者世帯が全体の約6割と依然多く、次いで障がい者世帯、その他世帯の順になっています。また、令和2年度からは、母子世帯も開始となっています。保護開始となった後は、関係機関と

連携しながら、就労支援や生活支援を行い、自立による保護廃止を目指して個別支援を行っています。また、支援内容は困難事例が多くなるとともに、多様化・複雑化していますが、関係機関と連携し対応しています。

年度		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
世帯数		2,754	2,743	2,722	2,748	2,738
人口		7,377	7,220	6,999	6,887	6,714
被保護者	世帯	40	31	35	37	34
	人数	42	33	38	49	43
保護率		0.57%	0.46%	0.54%	0.71%	0.64%
申請・廃止 の状況	申請数	6	9	10	7	10
	開始数	4	7	8	7	8
	廃止	7	16	5	5	11

(資料：事務報告)

5. 生活困窮者自立支援

平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行により、自立相談支援事業の実施、任意事業である就労準備支援事業や家計改善支援事業、子どもの学習支援事業などの各事業を実施し、生活保護に至る前の自立支援策を強化しています。

生活に困窮する原因は、失業・疾病・障がい・負債・社会的孤立等の様々な問題を抱えており、当事者もその原因が分かっていないことが多いことから、対象者を現に生活に困っていると感じている人としています。

また、本人に困り感がなくても、周囲の人が見て困っていると感じる人も対象としています。

近年は、問題がより多様化・複雑化してきており、他機関が連携して必要な事業や制度につなぐ等、きめ細やかな支援を行っています。

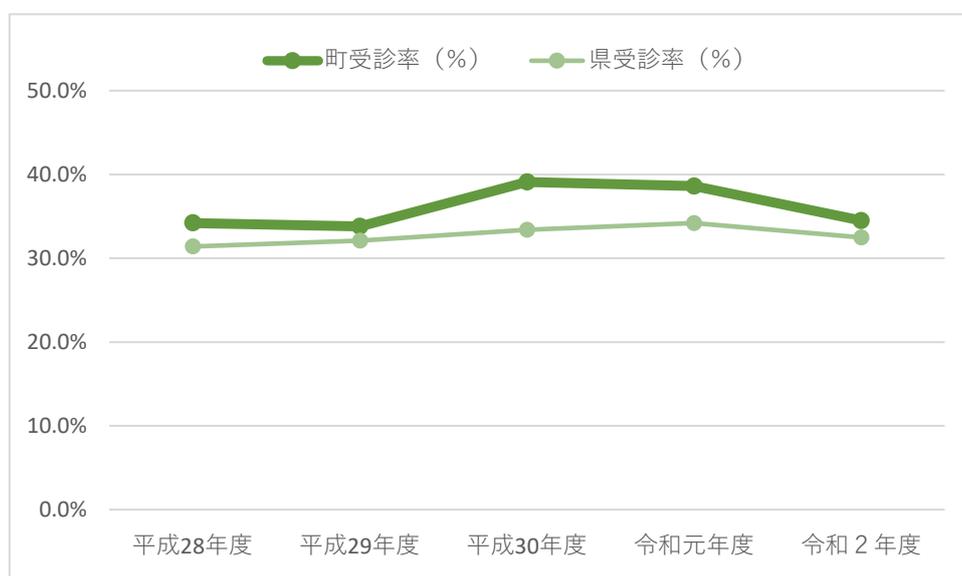
6. 健康診査・検診受診率

1. 特定健康診査

受診率推移（表）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
町対象者（人）	1,377	1,294	1,264	1,234	1,245
町受診者（人）	471	437	494	476	429
町受診率（％）	34.2%	33.8%	39.1%	38.6%	34.5%
県受診率（％）	31.4%	32.1%	33.4%	34.2%	32.5%

受診率推移（グラフ）



以前は受診率が20%台と、鳥取県内でも受診率が低い傾向にありましたが、近年は受診率が向上しています。協会けんぽや関係機関・業者との連携、健康診査委託先の拡大、通知や訪問による健診未受診者への個別勧奨、定期的に通院している国民健康保険被保険者の通院時の検査データを特定健康診査受診

とみなす等、様々な取り組みが受診率向上につながっています。年に一度の健診で自分の健康状態を確認して、必要があれば早期治療・保健指導へつなげていけるよう、今後も関係機関と連携を図って周知や受診勧奨を行っていきます。受診の結果、必要な人に対しては、疾病の発症予防や重症化予防のため、保健指導等により生活習慣の見直し、早期治療の勧奨を行っています。

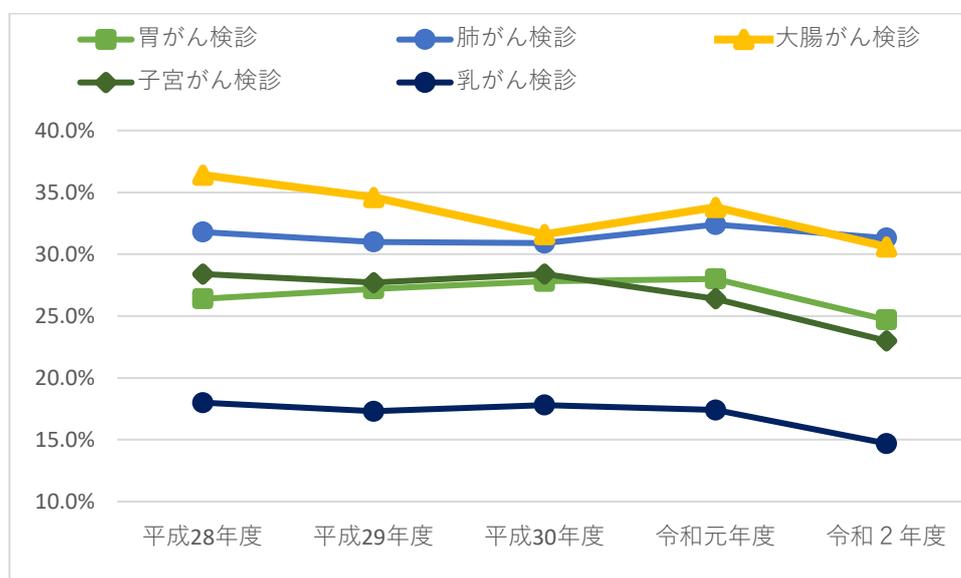
*特定健診とは：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防及び早期発見・早期治療を目的とした健診。身体・腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査等を行います。

2. がん検診

受診率推移（表）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
胃がん検診	26.4%	27.2%	27.8%	28.0%	24.7%
肺がん検診	31.8%	31.0%	30.9%	32.4%	31.3%
大腸がん検診	36.4%	34.6%	31.6%	33.8%	30.6%
子宮がん検診	28.4%	27.7%	28.4%	26.4%	23.0%
乳がん検診	18.0%	17.3%	17.8%	17.4%	14.7%

受診率推移（グラフ）



40歳以上（子宮がん検診は20歳以上・乳がん検診は隔年）の全ての町民に受診券を発行、受診勧奨を行い早期発見・早期治療へ向け働きかけています。

個人負担の無料化や協会けんぽとの連携、特定・後期高齢者健診とのセット健診、休日の集団健診、町外の医療機関への委託拡大など受診しやすい体制づくりを工夫し受診率の向上を図っています。受診券発行後も、告知端末を使った検診案内や個別通知等により、受診勧奨を行っています。がん検診の種類によって異なりますが、全体的な受診率は横ばいながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

※乳がん検診は2年に1回の受診ですが、対象者数は40歳以上の女性全員としているため、他のがん検診に比べ受診率が低くなっています。

第3章 智頭町の福祉課題と今後の方向

1. 第3期の振りかえりと今後の方向

(1) 高齢・介護

課題		認知症の増加	
取組内容	現状	今後の方向	
<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 ・正しい知識の普及啓発 ・早期発見、早期対応 ・家族支援 ・権利擁護体制の充実 ・認知症予防の取り組み ・相談体制の充実 ・本人の居場所づくり ・見守り登録制度設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有を具体化 ・各種講演会の開催 ・認知症サポーター養成 ・もの忘れ相談の実施 ・介護者の集いの開催 ・成年後見制度の啓発とささえーる等利用支援活動の充実 ・予防教室の実施 ・オレンジカフェの設置 ・見守りネットの展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症総合支援事業の推進 ・各種広報の充実、普及啓発の推進 ・健康体操、生活習慣の改善など認知症予防の推進 ・権利擁護体制のさらなる充実 ・地域の居場所づくり（オレンジカフェ等）のさらなる推進 ・住民主体の活動と連携した取組の推進 	
課題		家族内介護の質の低下	
取組内容	現状	今後の方向	
<ul style="list-style-type: none"> ・退院後の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップを使った地域への意識付け・啓発 ・在宅医療、在宅介護の適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支える仕組みづくりや居場所づくり ・生活支援サポーターの養成、体制整備 	

課題	介護サービス基盤の不足	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区、集落の居場所づくり ・ 各サービス事業所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森のミニデイ、集落ミニデイの充実 ・ 町内介護サービス事業所連絡会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業外の居場所づくりの支援と働きかけ ・ 介護従事者の確保対策の実施
課題	ひとり暮らしの方へのサポートシステム整備	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉委員」「愛の輪推進員」の取り組み・役割を再整理 ・ 関係機関の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉委員や愛の輪推進員の連携 ・ 安心キットの配布 ・ 災害時要援護者台帳整備 ・ お元気ですかメールの送信、訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援サポーターの仕組みづくり検討 ・ 新ひまわりシステムによる見守り
課題	閉じこもり防止対策	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ ミニデイ実施 ・ サロン活動の実施 ・ 集落拠点整備事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ミニデイ、森のミニデイの実施 ・ ふれあいサロンの実施 ・ 公民館の改築、バリアフリー化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ミニデイ、ふれあいサロンの継続支援 ・ 地区版「森のミニデイ」の拡大 ・ 身近な居場所づくり、多世代と交流拠点整備
課題	高齢者にやさしい住まいの整備	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内地域密着型特定施設、有料老人ホームとの連携 ・ 高齢者住環境整備事業の実施 ・ リフォーム助成との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内地域密着型特定施設、有料老人ホームとの連携 ・ 法的制度、リフォーム助成の周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民連携による住まいと地域交流拠点の創設の検討 ・ 高齢者専用集合住宅等住まいの検討

課題	ボランティア活動の推進	
取組内容	現状	今後の方向
・意識の啓発	・ボランティア保険の支援 ・生活支援サポーターの養成	・ボランティア意識の啓発 ・ボランティアポイント制度等の導入検討 ・生活支援ボランティアの体制構築の検討
課題	権利擁護・成年後見制度	
取組内容	現状	今後の方向
・権利擁護・成年後見制度の啓発、支援	・法人後見の周知、連携 ・日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活困窮者自立支援事業の利用	・法人後見の充実 ・広報等の啓発の充実
課題	買い物支援 移動手段確保	
取組内容	現状	今後の方向
・閉じこもり防止 ・交通手段の整備	・タクシー助成、福祉有償運送会費補助の実施	・移動支援のさらなる充実、従来事業に加えた共助交通の推進 ・移動販売との連携、支援 ・おせっかいの推進

(2) 障がい・児童

課題	障がい者の特性を理解	
取組内容	現状	今後の方向
・研修・啓発・交流	・障害者団体との情報交換 ・あいサポート研修開催 ・作業所等との意見交換会を実施	・ニーズ調査 障害者団体・作業所等との情報交換を実施

課題	発達障がい児・者への対応	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見と支援の体制づくり ・各機関の連携 ・制度の充実・紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の部署間連携は一定の成果 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関が情報共有（個人台帳）の整備 ・支援者のスキルアップ研修の充実
課題	閉じこもり予防 居場所づくり	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問による実態把握 ・定期的な訪問、相談フォロー ・相談窓口のPR ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほのぼのの広場（精神障がい者の居場所）の実施 ・サマーハウス（障がい者相談事業所）と連携し、対応強化 ・交通費（タクシー助成・有償運送・通所）の補助 ・おせっかいの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による窓口のPRをすすめる ・関係機関との連携強化 ・家庭訪問等による実態把握 ・居場所づくりなど対応策の検討 ・おせっかいの推進
課題	住まいの整備 重度の知的障がい、精神障がいの方への サポート体制	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関するコーディネーターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の方を対象とした福祉サービスの充実
課題	重度の肢体不自由児（者）へのサポート体制 権利擁護・成年後見制度	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種援助制度、訪問サービス制度の整備 ・法人後見の委託 ・日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種援助制度、訪問サービス制度の整備充実 ・法人後見の充実 ・日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の充実

課題	サービスの供給体制・質の向上	
取組内容	現状	今後の方向
・サービスの充実・周知	・サービス事業者の確保・情報提供 ・事業所との意見交換会と併せて、質の向上に向けた研修の実施	・サービス事業者の確保・情報提供体制充実 ・継続的な研修の実施 ・関係機関との連携強化
課題	雇用との結びつけ	
取組内容	現状	今後の方向
・関係機関への働きかけ	・就労支援員（困窮）との連携	・就労継続支援事業所との連携強化
課題	地域移行の推進	
取組内容	現状	今後の方向
・病院・施設等からの地域生活への移行の推進 ・東部圏域で連携した取組実施	・地域移行支援のサービスの実施	・地域移行が可能と見込まれる対象者への支援
課題	福祉施設から一般就労への移行の推進	
取組内容	現状	今後の方向
・一般就労への移行を支援 ・一般就労後の定着に向けた支援	・通所費助成に自家用車を対象に追加 ・一般就労後のフォローアップを開始	・関係者との連携体制構築
課題	障がい者の災害時の対応	
取組内容	現状	今後の方向
・災害時の対応についての周知 ・避難先の受入体制の整備	・事業所との意見交換会において説明・意見交換	・当事者団体との意見交換を実施 ・災害時の対応について検討

(3) 生活困窮自立支援

課題	相談窓口の拡充	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・どんな相談でも断らない ・どの分野に相談してもつながる相談支援 ・支援調整会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確なアセスメント ・ニーズ把握 ・支援会議の活用 ・必要分野との連携と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・断らない相談支援体制の構築 ・重層的体制整備事業の構築 ・関係機関との連携強化
課題	子どもの貧困	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の実施 ・子ども食堂の実施 ・子どもの成育環境調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等学習支援、生活困窮者子どもの学習支援 ・まんぷく食堂えんの実施 ・保育園から高校生まで成育環境調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等学習支援、生活困窮者子どもの学習支援の充実 ・まんぷく食堂えんの円滑実施 ・成育環境調査結果による子どもの未来応援計画の策定

(4) 保健・健康づくり

課題		住民健（検）診受診率の向上と 疾患の早期発見・早期治療	
取組内容	現状	今後の方向	
<ul style="list-style-type: none"> ・受けやすい体制づくり ・意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診自己負担金無料化 ・休日健診の充実 ・協会けんぽとの連携 ・受診医療機関の拡大 ・啓発・勸奨 ・健康ポイントの実施 ・要精密検査者、要医療者等へ受診の必要性を啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取組の継続 ・受診率向上事業の推進、実施 ・協会けんぽとの連携のあり方の見直し ・地域組織（保健衛生委員等）との連携 	
課題		健（検）診未受診者へのフォローアップ	
取組内容	現状	今後の方向	
<ul style="list-style-type: none"> ・細やかな勸奨 ・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者への受診勸奨 ・未受診者の分析や効果的な受診勸奨を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な受診勸奨方法を引き続き検討 	

課題	健康に対する意識の向上	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・健康ちづ2 1、智頭町食育推進計画に基づいた事業の実施 ・町民全体、各地区単位、健診での要指導者等を対象とした教室の実施 ・健康課題や疾病状況の分析・見える化 ・いきいき百歳体操の普及 ・各地区で介護予防のための運動教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区単位のウォーキング教室の実施（一部地区主催で開催） ・健診で要指導項目等があった人を中心とした健康教室（糖尿病予防教室等） ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・広報や告知端末、掲示を活用した啓発 ・「介護保険計画」に基づいた介護予防教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、効果的な事業のあり方を検討・分析 ・若い世代への健康に対する意識啓発 ・ウォーキング事業、介護予防のための運動教室の継続 ・疾病予防・疾病の重症化予防のための教室の実施・継続 ・町内運動施設等との連携 ・健康課題や疾病状況の分析と評価を継続 ・いきいき百歳体操の更なる普及

(5) 全般・その他

課題	相談窓口の拡充	
取組内容	現状	今後の方向
・総合的な機能をもつ相談窓口の検討(断らない相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の充実と関係機関との連携 ・権利擁護事業、法人後見 ・生活困窮自立支援制度相談体制の充実 ・子どもの居場所づくり事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・医療・保健・介護・教育など、関係部署間の連携強化(情報共有など)を進める ・困窮世帯への早期介入
課題	災害時要支援者マップ整備	
取組内容	現状	今後の方向
・「防災福祉マップづくり」を通じて住民の防災福祉意識啓発の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・防災・社協連携による集落単位の防災福祉マップづくりの展開、支援(58集落実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全集落でのマップづくりによる支え愛活動の構築 ・実施済み集落への継続支援 ・コーディネーターの確保
課題	災害時の避難方法、ルートの整備 大規模災害への備え	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・防災への意識啓発 ・福祉避難所の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・防災・社協連携による集落のマップづくりの支援による意識改革 ・地域の避難訓練の充実 ・福祉避難所の協定(心和苑等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マップづくりを通じた支え愛活動の支援 ・防災福祉マップづくりの全集落への展開 ・避難行動要支援者名簿の定期的更新と避難確保計画の作成

課題	ひとり暮らしの増加に伴う支援策の作成と 関係者への周知	
取組内容	現状	今後の方向
・関係各所との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者台帳の整備と関係機関との情報共有 ・安心キットの配布 ・お元気ですかメールによる見守り支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者台帳の更新 ・見守り活動の一層の普及（新ひまわりシステム等） ・お元気ですかメールの拡大
課題	虐待の早期発見	
取組内容	現状	今後の方向
・関係機関との連携	・関係機関との連携	・関係機関との連携強化
課題	自死の予防	
取組内容	現状	今後の方向
・うつ病等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康問題研修会の開催 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間時の啓発 ・乳幼児健診受診者への啓発物品の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・智頭町自死対策計画の策定と計画に基づく事業の実施（こころの健康問題研修会の継続、ゲートキーパー養成研修の実施、啓発活動等）
課題	引きこもり支援	
取組内容	現状	今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・訪問支援や家族支援などを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者→地域包括支援センター ・障がい者→福祉事務所 ・子ども→教育課、福祉事務所 ・過去には支援につながっていない対象者の調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との連携、広報や実態調査の実施

課題	本人、家族の間の意思決定、話し合いの不足	
取組内容	現状	今後の方向
・アドバンスケアプランニング（ACP）の普及啓発	・ACP研修の実施（ほのぼのフェスタ、町内事業所等）	・広報によるACPの啓発 ・集落等に出向いての研修の実施
課題	福祉人材の確保と育成	
取組内容	現状	今後の方向
・各サービス事業所の支援 ・実習生の受け入れ実施	・町内事業所連絡会を実施し、ニーズと状況把握を実施 ・実習生の受け入れの実施	・町内サービス事業所連絡会での研修、引き続き支援 ・実習生の積極的受け入れ ・奨学金等人材確保や定着に対する支援策の検討 ・福祉教育の啓発、実施

2. 主な課題

第3期までの課題について、関係機関との連携のもと様々な取り組みを行い、介護認定者の増加を抑制するなどの成果も現れていますが、社会構造の変化、問題の多様化・複雑化など新たな課題も生まれています。

このような状況を考慮し、第4期の課題を次のとおりとし、課題解決に向けた取り組みを行います。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 課題1 | 健康づくり・介護予防対策 |
| 課題2 | 認知症対策 |
| 課題3 | 各種障害・ライフステージに対応した支援体制の充実 |
| 課題4 | 生活困窮者及び子どもの貧困対策 |
| 課題5 | 関係機関との連携と相談体制の充実 |
| 課題6 | 地域の支え合い体制の充実 |

第4章 計画の基本目標と取り組みの方向

1. 心と体の健康づくりと介護予防

自分らしく生きるためには、心と体の健康が第一であり、健康寿命を長くすることが重要課題です。

健康ちづ21等の計画に基づき、健康に対する意識を高め、特定健診やがん検診の受診勧奨を強化し、早期発見、早期治療や予防につなげるとともに、健康づくりを応援するためウォーキングなどの運動習慣を身につける取り組み、生活習慣病予防や介護予防のための各種教室を充実します。今後は保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、より効果的に事業を展開していきます。

また、健康問題、経済・生活問題、人間関係など様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と言われる自死を予防するため、自死対策計画を策定し、計画に基づいた事業を実施します。一人ひとりが自死を身近な問題として受け止めるため、また、自死の要因のひとつであるうつ病等の正しい理解を図るための啓発活動を充実します。

具体的活動

- 住民健診（がん検診）、及び特定健診受診率の向上、健（検）診未受診者への受診勧奨、協会けんぽ等関係機関との連携
- 健（検）診後、要精密検査者、要医療者等への受診・検査勧奨の継続
- 要指導者等に対する教室等の開催、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- 健康課題や疾病状況の分析に基づいた生活習慣改善への啓発と指導
- 各地区ウォーキング教室の開催
- いきいき百歳体操の普及や介護予防のための運動教室継続による健康づくりと介護予防
- 町内施設を活用した運動習慣の定着
- 健康ポイントの実施
- 食育の推進
- ゲートキーパー養成研修の開催と自死予防やうつ病に関する啓発活動

2. 自分らしく暮らし続けるための体制づくり

(1) 住民意識の啓発と支援体制づくり

高齢になっても、病気や障がいを抱えていたり介護が必要になっても、自分らしく暮らし続けるためには、まずは自身が、最後を迎えるまでの間、どのように暮らしていきたいかを考え、そのことを家族や周囲の人と共有しておくことが必要です。

そのための啓発活動を充実させるほか、その希望に少しでも多く添えるよう、必要な支援体制の充実を図ります。

具体的活動

- ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発
- 各介護サービス事業所への支援
- 介護従事者の確保対策
- 介護サービス事業所外の居場所づくりの支援
- 在宅介護に関する支援
- 在宅医療、訪問看護に関する支援

(2) 認知症対策

認知症の発症率は加齢に伴い上昇するため、平均寿命の延伸とともに認知症になる人も増加します。

本町において要介護認定の大きな要因となっている認知症の発症を抑制するためには、高齢期における健康的な食事や運動、活動的なライフスタイルが効果的であり、元気な高齢者が地域で活躍できるよう働きかけをします。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民が認知症に対する正しい知識を持ち、適切な対応で温かく見守ることが出来るしくみづくりを進めるとともに、関係者の連携・スキルアップ研修・認知症サポーターの養成を行います。

さらに、医療等の専門機関が観察等を通して初期の支援を包括的・集中的に行えるよう認知症初期集中支援チームの体制を整備するなど、認知症総合支援事業を推進します。

具体的活動

- 認知症サポーター養成講座の開催
- スキルアップ研修の開催
- 認知症初期集中支援チームの体制整備
- 各種広報の充実・普及啓発の推進
- 地域ボランティアの育成
- 物忘れ相談日の開設
- 認知症予防教室の開催
- 認知症地域支援推進員の活動推進
- 介護者への支援
- 地域での居場所づくり（オレンジカフェ等）の推進

3. 組織の垣根を越えた障がい者支援

障がい者・障がい児など支援が必要な人の多様なニーズに対応するため、また障がい者の高齢化による介護保険への円滑な移行のため、専門職を中心とした情報の共有や体制づくりを強化し、必要なサービスや介護・医療などの支援が途切れなく行えるよう連携を図ります。

また、地域住民への障がい者に対する理解の啓発や、サービス事業所との連携強化による質の向上及び雇用との結びつけ、防災体制の強化など、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。

具体的活動

- 幼児期から学童期・障がい児から障がい者へと成長する中で、福祉担当部署と教育担当部署の連携を進め、途切れずサポート出来る体制整備

- 医療から障がいへ・障がいから介護へのスムーズな移行のため、医療機関や介護部門などとの連携の一層強化
- 障がい者虐待や引きこもりの支援について関係機関と連携し相談や支援体制を確立
- 障がい者の権利擁護のため、成年後見制度や他法施策との連携強化
- 障がい福祉サービス事業所との連携強化として、意見交換の場の設置や研修の機会の提供などにより、サービスの質の向上や地域づくりを実現
- 支援団体の組織強化

4. 生活困窮者及び子どもの貧困対策

失業・疾病・負債・社会的孤立等の様々な問題を抱えている人が年々増加していることから、自立相談支援事業では、対象者を現に生活に困っている人として相談を受け付けています。また、周囲の人が困っているという人も対象にしています。要支援者からの相談を受け、それぞれのニーズにあった支援につないでいきます。

複雑で多問題化したケースは、地域包括支援センターや福祉事務所（障がい、生活保護、児童福祉）、保健師（母子保健）、社会福祉協議会（権利擁護センター、ケアセンター）等と支援調整会議（支援会議含む）を定期的で開催し、その世帯に必要な支援を検討したり、情報共有をします。その他にも、民生児童委員との連携を密にして、早期把握、支援の迅速化と体制の強化を図ります。生活困窮部門では、離職後の就職活動期間中に住居を失う恐れのある人に対する住居確保給付金事業も行っています。

子どもの貧困対策については、本町で暮らす子どもたちの将来が経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望を持って成長していけるよう、学習支援や子ども食堂など居場所づくりを通して、子どもの貧困対策を総合的に進めます。今後は、子どもの成育環境調査の結果を参考に、町内に必要な施策について検討します。

具体的活動

- 相談体制の強化（断らない相談支援）

- 生活困窮者や虐待などの把握のため、関係機関と連携して情報収集を図る
- つなぎ支援（必要な支援への伴走型支援）
- 積極的な訪問活動の展開
- 支援調整会議、支援会議の活用
- 家計改善支援・日常生活自立支援事業・成年後見制度（法人後見）の活用
- 子どもの学習支援と子ども食堂の設置
- 就労支援・就労準備支援の活用
- ヤングケアラー支援

5. 関係機関との連携と相談体制の構築

住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

こうした複雑・複合的な課題や狭間のニーズへ対応するため、重層的支援体制を構築し、属性や世代、分野を超えた相談に柔軟に対応し、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉の推進を行います。

重層的支援体制は、関係機関・地域の関係者が断ることなく受け止め、つながり続ける支援体制を構築することで、「世代や属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを目的にしています。

具体的活動

- 重層的支援体制の構築（世代・属性を問わない相談支援）
- 関係機関、地域の関係者との連携強化
- 子どもや高齢者、障がい者等の虐待及びDVに対して、早期発見・対応するため、関係機関、地域の関係者からの情報収集
- 引きこもりの実態を把握、家庭訪問・居場所づくりの実施
- 断らない相談支援体制の構築

6. 地域で支えるしくみづくり

(1) 地域の中での支え合いの確立と住民参加

住み慣れた地域において、安心して心豊かに暮らしていくためには、地域の中で住民同志が相互に支え合うことが重要です。

地域住民自らが地域の状況に応じて、「私たちには何が必要か」「私たちには何が出来るか」を考え、取り組めるよう啓発・支援をします。

また、高齢者への差別、障がい者への差別、生活困窮者への差別など、あらゆる差別や間違った理解の解消に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

具体的活動

- 高齢者施設、障害者施設、社会福祉施設及び、民生児童委員、人権擁護委員などへの差別や人権に関する啓発を推進
- 高齢、障がい、困窮などへの理解を深めるための啓発活動の推進
- 地区（旧校区）ごとの公民館や振興協議会などの取り組みへの支援
- 集落・町内会ごとの取り組みへの支援
- ふれあいサロン及びミニデイの取り組み強化
- 愛の輪推進員への啓発活動の推進
- 生活支援サポーターの養成
- 生活支援コーディネーターの配置
- 配食サービス・食事の提供への支援
- ボランティアポイント制度の創設と運用

(2) 身近な居場所づくり

住み慣れた地域において、健康で安心して暮らしていくため、子どもから高齢者・障がい者がいつでも気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。また、居場所づくりや地域の支え合い活動を通して、元気な高齢者が活躍できる機会を増やします。

具体的活動

- 森のミニデイへの支援
- 集落ミニデイの拡大
- シルバー人材センターとの連携
- 障がい者、子どもの居場所づくりの支援
- 各集落公民館のバリアフリー等改修費助成

(3) 安心・安全のまちづくりの推進

近年、地震や記録的な豪雨など大規模な自然災害が多発しています。

本町においても大規模な災害が起こりうるという心構えを全ての住民が持ち、災害に備え、被害を減らす対策を講じる必要があります。そのためには、地域による支援体制の構築と住民相互の日頃からの見守りなどが重要であることから、平成25年度から支え愛体制づくり事業を進めており、現在町内の6割以上の集落が防災福祉マップづくりに取り組んでいます。

この事業は、地域住民自らが日常の助け合いや見守りの重要性に気づくよう意識高揚を図るものであり、今後も町内全体へ浸透させることができるよう新規集落への取組支援とすでに実施している集落に対しても継続支援を行います。

また、防災担当部門との連携を強化し、避難行動要支援者制度の普及と体制づくりを促進します。

具体的活動

- 地域の防災福祉マップづくりを福祉担当部署や防災担当部署との連携のもとに支援
- 要援護者台帳の更新や点検
- 災害ケースマネジメントの構築
- 緊急時に備えた要援護者の支援体制を構築
- 大規模災害に備え、日頃からの意識啓発・訓練開催
- 地域の中で活動する民生児童委員や身体障害者・知的障害者相談員が相談援助活動をしやすい環境づくりを推進

- 安心キットの設置・啓発
- 新ひまわりシステム等による見守り活動の推進

第5章 重点活動について

1. 健康づくり・介護予防 〈課題1に対応〉

健康寿命を延ばし、いつまでも心身ともに健康で、住み慣れた地域でいきいきと暮らすのがだれもの願いです。

そのため心身の健康保持増進や生活習慣病等の疾患の予防について、住民の健康意識を高めるため、普及啓発活動、健康教室、保健指導、特定健診やがん検診の受診勧奨と健（検）診後の事後フォロー等、様々な方法で事業を行います。

高齢者を対象とした脳の健康教室、いきいき百歳体操、介護予防のための運動教室等を継続して実施するとともに、効果的な事業展開や評価のあり方について、保健事業と介護予防の一体的実施という観点で検討します。

また、「自死対策計画」を策定し、計画に基づいた自死予防対策を行います。

2. 認知症対策 〈課題2に対応〉

認知症が疑われる人に対し、観察等を通して初期の支援を包括的・集中的に行えるよう認知症初期集中支援チームの体制を整備します。そして、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域を目指し、認知症の人へ適切な対応が出来るよう知識の普及と関係者の連携・スキルアップ・認知症サポーターの養成を行います。

3. 各種障がい・ライフステージに対応した支援体制の強化

〈課題3に対応〉

障がい者へのサポートのあり方は、身体・精神・知的の分類に加え、障がいの種類や病態、教育・医療・就労などの目的によってもさらに細かく分かれており、一人の障がい者に対して複数の支援者・支援機関が関わるのが少なくありません。

視覚障害や聴覚障害など障がいの種類毎に専門の相談機関があり、成長段階においても年齢によって福祉分野・教育分野と関係する所管が変わります。また、就職や高齢化などライフステージの変化や生活環境・経済状況の変化等々によってその時々で支援者や相談先は増減していきます。

個人個人の障がいに合わせた支援や、成長過程において継続した支援を行うためには、それらの支援機関同士での連携体制が必要になります。様々な事例に対応するため、意見交換や研修の場の設置などの取り組みにより、サービス提供事業所や事業の委託先、社会福祉協議会など支援機関との連携を密にし、個々に寄り添った支援を進めます。

4. 重層的支援体制の構築 〈全ての課題に対応〉

(1) 相談支援体制の構築

近年、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきており、既存の制度では対応できないことも増えてきました。このことから今後は属性や世代を問わない包括的な相談体制の仕組みづくりを行います。また、支援を必要とする人の多くは、自分から声を上げることができないことから、相談を待っているだけでなく、民生児童委員はじめ、地域住民の声を聞いたりしながら気になる世帯には積極的な訪問活動（アウトリーチ）を行っていきます。

そのため、地域における福祉課題の解決にあたり、保健・医療・福祉・地域が連携しながら総合的に対応できる体制を構築します。

(2) 参加支援体制の構築

現在実施している取り組みについては、そのまま利用していきませんが、制度と制度の狭間に置かれている人もそのニーズに応じ、既存のサービスを利用したり、就労体験や、居場所づくり等の交流・参加・学びの場を提供していきます。

(3) 地域づくりに向けた支援

社会参加の場につながるために、専門職が支援を必要とする人と伴走しながら、地域住民との調整を行い、住民同士で顔の見える関係づくりを行っていきます。地域住民とつながることで、災害時にも円滑な対応ができるようにします。

5. 生活困窮者や子どもの貧困対策 〈課題4. 6に対応〉

生活困窮は、家庭環境、健康問題や経済問題など負の連鎖で重症化するため、重症化する前に専門的な意見や制度を活用して、援助の手を差し延べるよう国を挙げて取り組んでいるところであり、本町では福祉事務所を中心に関係機関との連携を密にして、早期把握、支援の迅速化と体制の強化を進め、訪問活動（アウトリーチ）も積極的に行っていきます。

また、子どもたちが置かれている貧困の状況を的確に把握しながら学校や教育委員会等と連携・協力して、学習支援の継続や子ども食堂の設置を通して子どもの貧困対策や地域づくりを強化します。

6. 安全・安心なまちづくりの推進 〈課題6に対応〉

どこでも起こりうる災害に備えるためには、日頃から防災意識を高め、地域による支援体制の構築と住民相互のつながりを深めることが重要です。

平成25年度から支え愛体制づくり事業を進めている中、町内集落の約6割が防災福祉マップづくりに取り組んでおり、避難訓練等防災意識の高まりだけでなく、要援護者の把握やミニデイの取り組みなど、日頃の見守り活動へと展開しています。この事業を町内全体へと浸透させ住民自らが行う安心安全のまちづくりを進めます。

7. 地域の中での支え合い 〈課題6に対応〉

介護保険法の改正により、平成29年度から要支援者のサービス体制が変わり、地域住民主体の支え合い体制の推進が図っています。

サービスが必要な人へのサービスの確保とともに、要支援者も含めた居場所づくりや各地域にあった見守りや買い物支援・生活サポートなど、住民が主体的に取り組めるよう意識改革を進め、地域にあった活動を支援します。

(1) ミニデイ（智頭町地域住民グループ支援事業）

高齢者を対象としたサロン活動の一種である「ミニデイ」は介護予防事業としての性格を持っており、住民の自発性に支えられ、現在、37グループが活動しています。

また、防災福祉マップづくりをきっかけに支え合いの意識が高まり、活動が広がっています。地域との「絆」を重要とするこの活動は、まさに地域とのつながりをつくる場としてとらえることができます。今後は集落を越えての利用や月1回以上の開催ができるよう制度の拡大を図ります。

(2) ふれあいサロン

ミニデイ同様、住民の自発性に支えられた「ふれあいサロン」は、全国的に取組みが進められています。

説明会の開催等の広報活動を進めてきた結果、現在100を越えるグループが取り組んでいます。内容的にも、健康づくり、世代間交流等々多岐にわたっており、今後一層の活動支援に取り組んでいきます。

(3) 森のミニデイ

平成24年度に始まった「森のミニデイ」は、現在6ヶ所で実施され、介護保険法の枠にとらわれず、楽しく集える居場所として地域住民の力で運営されています。

今後は、持続可能な運営体制づくりについて検討し、支援を行います。

第6章 地域福祉活動の担い手

支援の必要な人を地域で支えていくためには、住民、地域組織、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、町など活動の担い手同士が役割を分担し、協同して地域福祉活動を推進していく必要があります。

1. 住民参加の促進

地域福祉活動は、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなど多くの町民参加によって支えられています。住民参加によって地域福祉を推進できるよう、しくみづくりや啓発に努めます。また、住民がもつ豊富な知識や経験を地域で活かし、地域の活性化が図れるようボランティア活動への積極的な参加を支援します。

2. 住民や地域組織を支える専門職

住民や地域組織には地域福祉活動の中心的な担い手としての役割があり、町、社会福祉協議会や事業所には、サービスを提供する専門職としての役割があります。

3. 行政による環境整備、社会福祉協議会による活動支援

住民や地域組織が主体となって、地域で支え合う力を高めていくために、町は環境整備やしくみづくり、社会福祉協議会は地域組織の活動支援を行います。

4. 相談窓口

住民の福祉に関する様々な相談には、福祉事務所、地域包括支援センターを中心とし、相談内容によって、各機関が連携して対応します。

また、住民が抱える問題の多様化・複雑化に対応するため、保健・医療・福祉・地域が連携しながら総合的に対応できる体制を構築します。

第7章 人権尊重に向けた啓発の推進

1. 人権尊重のまちの推進

住民の一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、不当な差別やあらゆる暴力をなくし、協働して住みやすい町を実現するために、継続的な意識啓発が必要です。

そのため、町の広報誌やホームページをはじめ、様々な媒体を活用して、幅広い年齢層を対象に、人権の尊重やあらゆる暴力を根絶するための意識啓発の推進、学習機会の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応に取り組みます。

2. 包括的な権利擁護の推進

家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者をはじめ、障がい等で判断能力が十分でない人や親亡き後の障がい者等の権利を擁護し、本人の望む生活を続けることができるよう、権利擁護の制度に関する普及啓発やきめ細かな情報提供、関係機関と連携した相談支援の充実等が必要です。

包括的な権利擁護事業の推進をはじめ、関係機関との連携による対象となる人の早期発見など権利擁護に関する取組を強化します。

3. 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うことは共助社会の実現に向けた課題であり、成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段の一つとして位置付けられています。

本町においても町民の生活に密接に関わる成年後見制度の取組を積極的に推進しています。この取組は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づ

き行っています。なお、中核機関については、智頭町社会福祉協議会へ委託しています。

第8章 人にやさしい地域共生のまちづくりの推進

1. 防災・防犯体制の充実

災害時の避難行動に対する住民のニーズは高く、災害発生時の要援護者対策や避難設備などの対応、災害時の協力体制など日頃から災害時について話し合う体制づくりが重要で、引き続き取り組みます。

また、防災に限らず、防犯や交通安全など安全で安心な生活環境と地域づくりのためには、住民相互の日頃から顔の見える関係づくりや見守り活動の重要性についての啓発が重要です。

誰もが安全・安心な生活を送ることが出来るよう、防災対策をはじめ、日常生活における防犯対策にも引き続き取り組みます。

2. 誰もが暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者、子育て家庭等の社会参加を促進するためには、誰もが利用しやすく外出しやすい道路や施設の整備が必要です。

誰もが安全に安心して暮らすことが出来るよう、公共施設や交通機関、道路等においてユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化を推進するとともに、町民の生活に配慮した移動手段の確保や良好な生活環境の整備を図ります。

3. 再犯防止に向けた取組の推進

全国の刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数における再犯者の割合は上昇傾向となっています。

再犯の要因としては、住居や就労先を確保出来ないまま出所するケースや貧困、孤独、疾病など社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰出来ないこ

となどがあげられ、出所者への支援とともに地域の一員として社会復帰しやすい環境づくりが求められています。

そのためには、犯罪や非行をした人の更生について町民の理解を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

また、犯罪、非行をした人が地域社会において、円滑な社会復帰を実現するため、国が重点課題として示す1) 就労・住居の確保、2) 保健医療・福祉サービス等の利用促進、3) 学校等との連携した修学支援、4) 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な指導の実施、5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進、6) 国・民間団体等との連携強化を進めて行くことが必要です。現在行っている「社会を明るくする運動」の周知、啓発の推進をはじめ、青少年健全育成・非行防止の啓発、保護司、更生保護女性会との連携による取り組みをさらに推進し、犯罪や非行のない地域を目指すとともに、円滑な社会復帰と再犯防止に向け、保健・医療・福祉等の支援等関係機関が連携し、重層的に取り組みを進めます。

本項目を「智頭町再犯防止推進計画」として位置づけ、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に努めます。

第9章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 智頭町社会福祉協議会との連携強化

智頭町社会福祉協議会は、本町の地域福祉活動やボランティア活動等における中心的な役割を果たしています。今後も引き続き密接に連携した福祉活動を推進します。また、社会福祉協議会が策定している「智頭町地域福祉活動計画」との連携を図り、協働体制を維持します。

(2) 庁内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習やまちづくり部門など幅広い分野で地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進する必要があり、庁内関係部署との連携をより一層強化した体制の整備を図ります。

(3) 計画の周知と住民協働による推進

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である住民の主体性を尊重し、住民参画と協働によって、地域福祉の取組を進める必要があります。

各分野のまちづくりを進める上で中心的な役割を担う人々をはじめ、広く住民に対して計画の周知を図り、福祉やボランティアに関する情報提供や先行事例を通じて、住民がお互いに支え合う意識を醸成できるように努めます。

(4) 感染症対策を踏まえた取組の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域住民の生活はもとより、様々な福祉サービスの中止や利用自粛など高齢者や障がい者、子育て家庭等の暮らしやサービス提供体制に影響が及んでいます。

本町においては、今後それらについての影響や実態把握に努めるとともに、新しい生活様式に基づいた地域福祉への取組や福祉サービス提供体制のあり方、

感染症対策など国や県の方針をはじめ、関係機関との連携により、感染症拡大防止を視野に入れた、きめ細かな支援体制の構築に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、評価（ACTION）による進捗管理に基づき、進捗管理を行うとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。